

議案第二十号

杉並区立公園条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十一年二月十三日

提出者 杉並区長 山田 宏

杉並区立公園条例の一部を改正する条例

杉並区立公園条例（昭和五十一年杉並区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第四中（一）茶室を（一）茶室及び詩歌室に、

柏 ^{かし} の宮公園茶室	五、六〇〇円	七、五〇〇円
------------------------	--------	--------

を

柏 ^{かし} の宮公園茶室	五、六〇〇円	七、五〇〇円
角川庭園茶室	七〇〇円	九〇〇円
角川庭園詩歌室一	一、四〇〇円	一、八〇〇円
角川庭園詩歌室二	九〇〇円	一、二〇〇円

に

改める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立公園条例別表第四（一）に規定する角川庭園茶室、角川庭園詩歌室一及び角川庭園詩歌室二の使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（提案理由）

角川庭園茶室及び詩歌室の使用料を定める必要がある。